

2007年1月29日

企業会計基準委員会 御中

木本 徹

「リース取引に関する会計基準(案)」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメント

当方はリース会社に従事する者ですが、今般の「リース取引に関する会計基準(案)」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」につき、実務で対応する場合に下記の疑問点を持っております。今後の議論の中に織り込んで頂き、実務対応可能な適用指針として公表して頂きますようお願い致します。

- 1 (適用指針 第3項) 役務を提供する契約にリース契約が含まれている場合は、本指針の適用範囲外の特種リースとなるのでしょうか?

例：情報処理サービス契約にサーバーのリース契約・保守サービスを組み込んだ場合

本指針の対象となるものと対象にならないものの線引きが不明。

- 2 (適用指針 第3項) 本指針の適用範囲外の特種リースについては賃貸借処理、かつ、注記不要という理解でいいのでしょうか?

特種リースは対象外とあるだけで、その場合の処理方法が不明。

- 3 (適用指針 第10項) 所有権移転ファイナンス・リースに該当するものとして本指針では3点のみが限定列挙されていますが、従来の実務指針においてはこれら3点は例示であり、原則は「リース物件の所有権が借手に移転すると認められるリース取引」でした。本指針適用後は、実質的にはリース物件の所有権が借手に移転すると認められるリース取引であっても、本指針に挙げられた3点に該当しなければ所有権移転外ファイナンス・リースとするのでしょうか?

維持管理費相当額程度の名目的な再リース料を設定する取引は実質的には「リース物件の所有権が借手に移転すると認められるリース取引」に該当すると考えますが、本指針では所有権移転外ファイナンス・リースとなるのでしょうか?

- 4 (適用指針 第 47 項 ( 2 )) リース料の回収予定が無い期の売上計上はどうするのでしょうか?

会計基準 14 項に「利息相当額については、原則として、リース期間にわたり利息法で配分する。」とあり、通常であれば利息のみ計上することになると思いますが、本適用指針では「リース料受取時に売上計上」とされています。又、〔説例 1〕4 リース料が前払い又は後払いとなる場合(3)貸手の会計処理 後払いの場合 においては回収日が到来する前に元利合わせた売上を計上しています。

- 5 (会計基準 第 42 項)

適用時期は平成 20 年 4 月 1 日以降開始する事業年度からとなっておりますが、残り 1 年 3 ヶ月を切っている今現在でも消費税の扱い等が未定という状況です。  
あまりに性急な適用は混乱を招くだけであり、平成 21 年 4 月 1 日以降開始する事業年度からとすべきと考えます。

以 上